

規制制度改革との連携による
行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン
(通称：デジタルファースト・アクションプラン)

目次

1.	はじめに	3
2.	これまでの取組と最近の状況の変化	4
	(1) 行政手続・民間取引 IT 化に係るこれまでの取組	4
	① 行政手続・民間取引 IT 化に係る取組 (2001 年～)	4
	② 規制制度改革集中アクションプランの策定と全数調査の実施 (2013 年～)	6
	(2) 最近の行政手続・民間取引 IT 化をとりまく状況	9
	(3) 行政手続・民間取引 IT 化の今後の方向	10
3.	実現すべき目標と基本的方向	12
	(1) 実現すべき目標	12
	(2) 行政手続・民間取引 IT 化にあたっての基本的考え方	15
	＜行政手続・民間取引 IT 化にあたっての 3 原則とマイナンバー制度の活用＞	15
4.	アクションプランの方向と個別項目	22
	(1) 「政府全体」での行政手続のオンライン利用の推進	22
	① 行政手続の原則オンライン利用に向けた取組	22
	② 行政手続関連システムの政府横断的な見直し	26
	(2) デジタル社会を見据えた「重要分野」での手続見直しと IT 化の一体的推進	27
	(3) 社会全体の意識改革を含む民間取引 IT 化の促進	27
	(4) アクションプランの個別項目	29
5.	今後の進め方	30
	規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン <個別項目>	31

1. はじめに

- ・ 「世界最先端 IT 国家創造宣言」(2016 年 5 月 20 日閣議決定)において、「IT 利活用に係る基本指針」に基づく、制度見直しの取組の成果や民間ニーズ等を踏まえ、行政手続及び民間取引における IT 利活用を強力に推進し、2016 年末までに「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を改定。」と記載された。
- ・ 一方、「日本再興戦略 2016」(2016 年 6 月 2 日閣議決定)においては、「事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入」が記載され、これを検討するため、同年 9 月に新たに設置された「規制改革推進会議」において、「行政手続部会」「投資等ワーキンググループ(以下、投資等 WG)」などが設置され、検討が開始された。
- ・ 上記アクションプランの改定を検討するため、2016 年 10 月に IT 総合戦略本部の「データ活用基盤・課題解決分科会」の下に「規制制度改革ワーキングチーム(以下、規制制度改革 WT)」が設置された。規制制度改革 WT では、上記規制改革推進会議での検討と連携しつつ、IT 総合戦略本部としての取組を検討するものとし、同アクションプランの見直しを進めるため、これまで、5 回にわたり検討を重ねてきた。
- ・ 検討にあたっては、「IT 利活用に係る基本指針」(2015 年 6 月 30 日 IT 総合戦略本部決定)に基づき実施されたいわゆる「全数調査」の分析結果、2016 年 12 月 14 日に施行された「官民データ活用推進基本法」を踏まえつつ、今後の具体的な施策の方向等について検討を行い、2017 年 3 月 9 日に中間整理を公表した。
- ・ その後、国民からの意見募集を実施したほか、前アクションプランに係る進捗状況を確認し総合的な評価を行い、また、規制改革推進会議での議論の進捗等を踏まえ、具体的な施策を追加し、「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン(通称：デジタルファースト・アクションプラン)」としてとりまとめたものである。
- ・ 本アクションプランについては、政府全体の電子政府政策である「デジタル・ガバメント推進方針」のうち、行政サービスの効率化と利便性向上について目標・基本的方向・具体的取組などを集中的に記載したものであり、今後、政府の電子政府政策の一部として、規制改革推進会議との連携も含め、政府一体となって行政手続・民間取引の IT 化を推進するものである。

2. これまでの取組と最近の状況の変化

(1) 行政手続・民間取引 IT 化に係るこれまでの取組

① 行政手続・民間取引 IT 化に係る取組 (2001 年～)

- ・ 政府においては、2001 年の IT 戦略本部の設置以降、行政手続・民間取引の IT 化に取り組んできている。その際、今後の取組を進めるにあたっての反省点も少なくない。

<行政手続の IT 化>

- ・ 行政手続のオンライン化については、2001 年 1 月に策定された「e-Japan 戦略」において、「2003 年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」との方針が打ち出された。
- ・ これを踏まえ、2002 年に各省庁は「行政手続等の電子化の推進に関するアクションプラン」を策定するとともに、2002 年 12 月には「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）」が施行され、法令上書面で行うこととなっている行政手続についてもオンライン利用できるよう制度が整備された。このような取組の結果、2005 年には、国の申請・届出等の 96%はオンラインで利用が可能になった。
- ・ ただし、全ての手続をオンライン化すること自体を目標としたために、以下の二つの問題が生じたと評価される。
 - i) オンライン化することそのものに注力したため、単にこれまでの紙での手続を機械的にオンラインに置き換えるだけなど、利便性向上に向けた取組が行われず、利用率が伸び悩んだこと。
 - ii) 全ての手続をオンライン化することを目標にしたため、年間利用件数のほとんどない手続もオンライン化を行い、その結果、費用対効果の低いシステムとなってしまったこと。
- ・ このため、2006 年 1 月の「IT 新改革戦略」では、オンライン利用促進対象手続に重点化した上で、「2010 年度までにオンライン利用率 50%以上を達成する」との目標に変更し、その後の計画¹では、利用されない手続に係るシステム停止にも言及した²。また、2010 年 5 月の「新たな情報通信技術戦略」においても「行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上

¹ 「オンライン利用拡大行動計画」（2008 年 9 月）IT 戦略本部決定。

² 「これまでの国の行政手続におけるオンライン利用促進の取組を抜本的に見直し、対象を国民に広く利用されている手続に重点化し、新たな目標を設定して、オンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に講ずることとする」「利用率が極めて低調である等の手続のオンライン化については見直しを図るなど、メリハリの効いた対応を行う」

で、業務プロセスを徹底的に見直す」とし、同戦略に基づく計画³に基づき、そもそも申請実績のない手続など約3,500の手続のオンライン利用を停止した(2012年)。

- このような取組の後、2013年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、サービスのバリューチェーン全体での電子化、利用者中心のサービス設計、との方針が打ち出され⁴、現在、同宣言を踏まえた指針⁵に基づき、国民・企業が頻繁に利用する手続のうち利便性向上に取り組むべきものとして選定された「改善促進手続」(57手続)について、「共通取組事項」⁶も踏まえ、利用者の満足度等を指標に掲げた「改善取組計画」を関係省庁において策定し実行するという枠組みで利便性向上に向けた取組がなされている。

【図表1】「改善促進手続」(57手続)の手続種類別のオンライン利用率(2015年度)



(注) 改善促進手続(57手続)は、登記(5手続)、社会保険・労働保険(32手続)、国税(15手続)等からなり、オンライン利用可能な手続の申請件数の72.9%に相当する。

- 今後、これまでの取組の反省点等を踏まえつつ、利用者中心のサービス設計を含め、行政手続のオンライン利用について更なる取組を行うことが必要である。

<民間取引のIT化>

- 民間取引に係るIT化に関しては、2005年4月に「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(e-文書法)」が施行され、省令により、電磁的記録による保存等が可能となった。
- ただし、省令に規定する対象取引等については、各省庁に任せていたため、政府全体はもちろん、各省においても、そもそものような取引が法令上規定され、そのうち電磁的記録による方法が可能であるか把握できていない状況にあった。

³ 「新たなオンライン利用に関する計画」(2011年8月)IT戦略本部決定。

⁴ 「オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する」

⁵ 「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(2014年4月)(各府省CIO連絡会議決定)

⁶ 添付書類の提出の省略等の「オンライン手続に係る負担低減」、処理の迅速化等の「オンラインによる処理の見直し」、APIの開発等による「受付システムの利便性の向上」、窓口におけるオンライン利用勧奨等による「普及・啓発等」

② 規制制度改革集中アクションプランの策定と全数調査の実施（2013年～）

- ・ 上述のとおり、改善促進手続等を中心に行政手続のIT化を推進する一方で、民間取引を中心に対面・書面原則が残っており、また、行政手続に関しても制度面によりITの利活用が阻害されているとの認識が高まった。
- ・ このような認識を背景に、2013年以降、行政手続・民間取引IT化の推進に向けて、一点突破型で規制制度改革を進めようとする 個別アプローチ に加え、全体的な指針の策定、全数調査の実施という 全体的なアプローチ という二つのアプローチが進められた。

< 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」 >

- ・ 2013年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、行政手続のオンライン化の推進だけではなく、行政手続・民間取引に係るIT利活用の裾野拡大の観点からの規制制度改革の推進の必要性が謳われた⁷。
- ・ これを踏まえ、IT総合戦略本部のもとに設置された規制制度改革分科会において検討が行われ、2013年12月に、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」をIT総合戦略本部決定した。
- ・ 本アクションプランは、特に以下の視点から、行政手続・民間取引のIT化に係る28の個別の規制制度改革項目を取り上げたことが特徴である。
 - 特に民間取引を中心に、対面・書面原則が多く残っているのではないかとの問題意識のもとで、民間事業者の要望等を踏まえつつ、対面・書面原則に係るいくつかの個別項目を取り上げたこと⁸。
 - 当時の規制改革会議と連携し、民間事業者等から規制改革ホットラインを通じて提案され、検討がなされた項目や、これまで検討がなされていた項目など、行政手続のIT化に関わる項目として、法令上オンライン化できるものであっても他の制度的阻害要因等によりオンライン化がなされていない項目や、オンライン化にあたっての行政手続の簡素化を求める項目等が加えられたこと。

⁷ 「対面・書面交付が前提とされているサービスや手続を含め、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度（運用解釈が明確でないものを含む）の精査・検討を行い、本年中を目途に、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革アクション」（仮称）を策定する。」とされた。

⁸ なお、このような問題意識のもと、項目の一つとして「e-文書法の再徹底」を挙げられている。

【 図表 2 】 「規制制度改革集中アクションプラン」 (2013 年 12 月) の 28 項目

行政手続関連	民間取引関連								
<p><本人確認手続の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府のオンライン行政手続における本人確認手続の見直し ID連携による制度間の本人確認の合理化 個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 登記情報の共有化、添付書類省略 自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡充 道路占有手続の簡素化・統一化 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化 建築確認申請の電子化 公的機関からの電子的手段による通知の促進 地下街等閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化 	<p><対面原則の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校での遠隔授業の正規授業化 不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し 国家資格の取得更新時におけるe-ラーニングの活用 <p><書面による保存、提供が規定されている制度の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社の事業報告等のウェブ開示 電子的な手法による労働条件の明示 国税関係帳簿の電子化保存に関する規制の見直し 教科書の電子化 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和 E-文書法の再徹底 <p><テレワークの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し 「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み 労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働割増の柔軟化 在宅勤務と育児休業を両立するための給付金支給規定の改定 遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進 クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し 金融機関における外部委託先の監督についての明確化 現況地形及び施工図の3D化・配信の推進 								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">○ 新たに検討された項目：</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">12項目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">○ 以前に検討された項目で、改めて期限設定 もしくは内容の詳細化等がなされた項目：</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">7項目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">○ 規制改革会議で対応した項目：</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">9項目</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(計28項目)</td> </tr> </table>	○ 新たに検討された項目：	12項目	○ 以前に検討された項目で、改めて期限設定 もしくは内容の詳細化等がなされた項目：	7項目	○ 規制改革会議で対応した項目：	9項目		(計28項目)	
○ 新たに検討された項目：	12項目								
○ 以前に検討された項目で、改めて期限設定 もしくは内容の詳細化等がなされた項目：	7項目								
○ 規制改革会議で対応した項目：	9項目								
	(計28項目)								

(注) 「行政手続関連」と「民間取引関連」は、IT総合戦略室において分類（両方の側面があるものについては、適宜分類。）

- ・ なお、これらの28項目については、規制制度改革分科会において年2回のフォローアップを行っており、2017年3月末時点では、28項目中、「対処方針以上の結論が得られたもの（S案件）」「対処方針のとおり検討や論点整理が行われたもの（A案件）」が24項目となっており、そのうち措置済み案件が20項目となっており、当初の目標が一定程度達成されたと評価される。一方、この評価は当初の目標に対するものであり、IT利活用に向けた社会的なニーズに対する最終的な評価ではないことに留意が必要である。このため、各項目の担当省庁は、IT利活用に向けて更なる取り組みが求められる事項について引き続き適切に検討を進めることが期待される。

< 「IT利活用に係る基本指針」 および全数調査 >

- ・ 一方、このように個別の手続に係る規制改革項目に対応するというアプローチだけでは必ずしも十分ではないとの認識のもと、国全体としての行政手続・民間取引のIT化の方針を明確化するとともに、その全体像を把握しようとするアプローチも進められることになった。
- ・ 具体的には、まずは、IT総合戦略本部の「ITコミュニケーション活用促進戦略会議」⁹ がまとめた「ネット意識革命宣言」（2014年5月）において、「ITコミュニケーションの利活用促進に向けた基本的な考え方を整理した指針を策定すべき」とされたことを

⁹ 2013年12月から設置。

踏まえ、2015年6月、IT総合戦略本部は「IT利活用に係る基本指針」を決定した。同指針では、以下の内容が記載された。

- 「IT利活用の前提となる情報セキュリティの視点」に加え、従来の対面・書面原則を転換し、ITを極力優先するという“電磁的処理の原則”、“行政保有情報の共同利用の原則”など「5つの基本原則¹⁰⁾」を提示。
 - 「行政における行動指針」として、各省庁に対して、現状把握（「全数調査」の実施）に加え、法令上オンライン利用が認められていない手続のうちの「検討対象手続」¹¹⁾の設定と当該手続に係る「見直し計画」の策定、それに基づく対応等を求めた。
- ・ また、このような取組と並行して、規制制度改革分科会においては、まずは、法令上に基づき行政手続（官（中央）の手続だけでなく、地方の手続を含む）及び民間取引に係る全ての手続の実態を把握すべき（e-文書法の執行状況を含む）との認識のもと、「法令等により書面による保存・交付等が規定されている手続等の調査」（いわゆる「全数調査」）が試行的に行われ、2015年6月に公表した。さらに、上記基本指針を踏まえつつ、調査の方法の若干の見直しを行い、2016年6月には、2回目の全数調査結果を公表した。

【図表3】【法令等により書面による保存・交付等が規定されている手続等の調査（2016年6月）】

分類	総手続数	法令上オンライン化が可能な手続		法令上オンライン化が不可な手続
		オンライン化実施中手続 ＜オンライン化手続＞	オンライン化実施していない手続 ＜未オンライン化手続＞	＜法令上不可手続＞
行政手続	官-民等 19,329手続	8,040手続 ※行政手続オンライン化法 第10条に基づく調査	11,092手続 ※うちオンライン化を停止した 手続：4,438手続	197手続（1.0%） ※うち検討対象手続：21手続
	地方-民等 14,160手続	9,850手続 ※うち、オンライン化実施中手続：少なくとも2,797手続以上		4,310手続（30.4%） ※うち検討対象手続：108手続
民間取引	民-民 3,005手続	2,684手続		321手続（10.7%） ※うち検討対象手続：34手続

（注）重複計上等があるため、調査結果に係る数値については、今後精査の上で、見直す可能性がある。

（注）法令上オンラインによる手続が認められていない手続については、「IT利活用に係る基本指針」に基づき、各府省庁等に対して、オンライン化に向けた阻害要因の判定等を行い、オンライン化が有効であると考えられる手続等を「検討対象手続」として設定し、その検討スケジュール（見直し計画）の策定を依頼。

- ・ 本調査結果を踏まえると、以下のような課題とその対応の方向が読み取れる。¹²⁾
 - 「官-民等」手続：法令上不可手続は全体の約1%と少なく、むしろ年間手続件数の多い手続を中心に、オンライン利用率の向上、未オンライン化手続のオンライン化に向けた課題の検討を進めることが必要。

¹⁰⁾ 「5つの基本原則」：①電磁的処理の原則（IT優先の原則）、②双方向性活用の原則、③安全・安心な情報の高度な流通性の確保の原則、④行政保有情報の共同利用の原則、⑤情報通信システムの共通化・標準化の原則

¹¹⁾ 「法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、手続の発生頻度も念頭に置きつつ、オンライン等のための法令の整備を実施することが有効であると考えられる手続等を「検討対象手続」として設定し、検討スケジュール等を策定する。」

¹²⁾ 「官-民等」には官-官や官-地方が、「地方-民等」には地方-地方が、それぞれ含まれる。今後、必要に応じ更に分類して調査をすることも検討する。

- 「地方-民等」 手続：年間手続件数の多い手続を中心に地方における手続のオンライン化を進めることが必要だが、その前提として、法令上オンライン化が可能か否か以前に、まずは地方のオンライン化に係る実態の更なる調査が必要。
- 「民-民」 取引：法令上不可手続（321 手続）の分析を行い、これらの手続の類型化や既にオンライン化されている事例の提供等により、各省庁によるオンライン化の取組の推進が必要。
- ・ 今後、基本指針に示された 5 原則及び上記全数調査の結果等を踏まえつつ、戦略的なアクションプランの策定が求められる。

（２）最近の行政手続・民間取引 IT 化をとりまく状況

＜社会のデジタル化の進展と行政手続・民間取引 IT 化推進へのニーズの高まり＞

- ・ 我が国のインターネットの人口普及率は 8 割を超えるなど、既にデジタルが前提の社会が到来している。このような中、従来の延長線上での改善ではなく、データを付加価値の源泉としつつ、デジタル技術の利用の観点からサービスを抜本的に見直し、ビジネスモデルそのものを変えるような変革が起こりつつある。
- ・ 一方、このように社会全体のデジタル化が進む中、産業界からは、行政手続におけるデジタル化が遅れており、この結果、行政内部でのコスト削減が進まないことに加え、民間側もそれに合わせた対応が必要とされ、結果的に国全体の生産性向上を阻害しているという指摘がある¹³。また、民間取引の IT 化に関しても、対面原則・書面原則の撤廃の実現を目指すべきとの意見は引き続き強い¹⁴。
- ・ このような中、規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるため、規制改革推進会議は、2017 年 3 月、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」を公表したほか、規制改革推進会議 投資等 WG では、税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化等の重点的審議分野に係る取組が検討されている。

＜官民データ活用推進基本法の制定（2016 年）＞

- ・ このような近年の「データ」の重要性の高まりを踏まえ、2016 年 12 月、官民データ活用の推進に関する基本理念、国等の責務、官民データ活用推進基本計画の策定その他の施策の基本となる事項等を定める「官民データ活用推進基本法」が制定・施行された。
- ・ 本法第 10 条では、行政手続に係るオンライン利用¹⁵の原則化および民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進に向けた必要な措置を講ずることが定められている¹⁶。

¹³ 「Society 5.0 に向けた電子政府の構築を求める」（2017 年 2 月 14 日：日本経済団体連合会）

¹⁴ 「データ利活用の推進に当たっての緊急コメント」（2016 年 12 月 7 日：新経済連盟）

¹⁵ 原則、ネットワークを介したオンラインでの通信を利用することを指す。

¹⁶ 同法第 10 条（手続における情報通信の技術の利用等）（抄）

・（第 1 項）国は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 今後、本法の趣旨、すなわち、「オンライン利用の原則化」等を基本原則として位置づけ、行政手続・民間取引の IT 化に係る取組を積極的に推進していく必要がある。

<マイナンバー制度における IT 基盤の本格稼働 (2017 年～) >

- ・ 2013 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとするマイナンバー関連法が成立し、行政事務の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として、2015 年 10 月にマイナンバー制度（マイナンバー、マイナンバーカード、マイナンバーカードによる公的個人認証サービス、マイナポータル及び法人番号。以下、同じ。）を開始した。
- ・ マイナンバーは税・社会保障・災害対策分野で利用可能な番号であるが、申請により取得できる「マイナンバーカード」は、住民誰もが無料で取得できる公的な身分証明書であり、対面での本人確認のみならず、IC チップに搭載された電子証明書による公的個人認証を用いたオンラインでの本人確認にも利用できる。
- ・ さらに、国の機関や地方自治体・設立登記法人等に指定される「法人番号」は、マイナンバーとは異なり、利用範囲に制限はなく誰でも自由に利用が可能である。
- ・ なお、情報提供ネットワークシステム及びマイナポータルは、2017 年秋頃からの本格稼働が予定されている。また、法人インフォメーションは、2017 年から運用が開始されている。
 - 2017 年秋頃からは社会保障や税の手続に係る特定個人情報の連携を行うための「情報提供ネットワークシステム」による行政機関等間での情報連携の本格運用が開始される予定。
 - 情報提供ネットワークシステムを通じた行政機関同士による情報連携記録の確認や全国の市区町村の子育てに関するサービスの検索・閲覧・申請等のオンラインサービスが利用できる「マイナポータル」も 2017 年より順次サービス開始。
 - 2017 年 1 月からは各省庁が保有する法人情報の一括検索、閲覧、取得ができる「法人インフォメーション」の運用が開始。
- ・ このような状況を踏まえ、今後、行政手続・民間取引の IT 化を推進するにあたっては、このようなマイナンバー制度の活用を推進することが重要である。

(3) 行政手続・民間取引 IT 化の今後の方向

- ・ 「1. はじめに」に記載した通り、2016 年 5 月に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、アクションプランの見直しを行うこととされた。

・ (第 2 項) 国は、民間事業者等が行う契約の申込みその他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 本アクションプランの見直しにあたっては、上記（１）（２）で記載したこれまでの取組や最近の状況変化を踏まえて、その構成を含めて見直すこととし、具体的には、以下の視点を踏まえて見直すものとする。
 - IT 利活用に係る基本指針に記載された5つの原則を参考としつつ、官民データ活用推進基本法を踏まえて、オンライン利用を原則とする方針で取り組むこと。
 - 全数調査の分析結果を踏まえて、必ずしも一点突破型として個別規制改革項目のみに注目して取り挙げるのではなく、全体を踏まえた戦略的な取組をアクションプランとして規定すること。
 - デジタル化を推進するにあたっては、マイナンバーカードの普及を促進し、マイナンバー制度における IT 基盤を徹底的に活用すること。
 - オンライン利用を原則としつつも、過去の経緯・反省点を踏まえつつ、全ての手続のオンライン化自体を目標とするのではなく、費用対効果を踏まえて優先順位をつけて取り組むこと。
 - また、単に紙から電子に置き換えるのではなく、デジタル社会の到来を前提に、ユーザー中心のサービスデザイン思考の観点から、そもそもの手続の見直しと行政内部の業務改革（BPR）を併せて行うこと。
- ・ このような方針で、これまでの「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を大幅に見直すこととし、新たに「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン（通称：デジタルファースト・アクションプラン）」として策定するものとする。